岩手県告示第 371 号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。 平成19年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 処分をした年月日 平成19年4月13日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 北上興業株式会社
 - (2) 主たる営業所の所在地 北上市和賀町仙人第2地割14番地1
 - (3) 代表者の氏名 小原博
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可(般-17) 第1577 号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 期間 平成19年4月23日から同年4月29日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実

2に掲げる者の元役員が、平成19年2月13日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)違反により、 盛岡地方裁判所花巻支部から懲役1年6月執行猶予3年の判決を受け、同月28日に同判決が確定しており、このことが法第28 条第1項第3号に該当する。